

## 令和5年度（2023年度）

### 熊本県立南稜高等学校学校技師等（会計年度任用職員）募集案内

#### 1 募集職種

熊本県立学校 学校技師及び農務技師

#### 2 職務内容

学校技師

- ・文書受付、書類等のファイリング、会計事務補助等
- ・電話、接客対応等
- ・敷地内の環境整備等

農務技師

- ・本校、神殿原農場及び演習林の管理補助

#### 3 採用予定人数

熊本県立学校 学校技師 2人

熊本県立学校 農務技師 1人

#### 4 勤務条件

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2026年）3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

(3) 勤務地：熊本県立南稜高等学校

(4) 勤務時間：8:25～16:25（週5日）

※1ヶ月につき20日以内、1週間につき35時間以内

(5) 休憩時間：12:35～13:35

(6) 休日等：土、日、祝日 及び 学校閉庁日

(7) 報酬等：①報酬日額 7時間6,150円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 令和5年 6月期：最大1.25月

12月期：最大1.25月

※1 報酬日額、通勤費用、期末手当、各種手當に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

※2 概ね期末手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手當に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。

(8) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の

定めるところによる。

- (9) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (10) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) 地方公務員：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務法の適用 上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

## 5 受験資格

次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

## 7 試験日程等

- (1) 日 時：随時
- (2) 合格発表：試験後、3日以内

## 8 応募方法

- ・応募者は、「履歴書（写真貼付）」を熊本県立南稜高等学校へ、持参又は郵送してください。
- ・持参の場合の受付は、平日8：25～16：55までとなります。郵送の場合は、必ず特定記録郵便にしてください。

【連絡先】 〒868-0042

熊本県球磨郡あさぎり町上北310

熊本県立南稜高等学校 事務長 東

電話 0966-45-1131